

平成 25 年 6 月 21 日  
全国健康保険協会

## 懲戒処分の公表について

全国健康保険協会は、平成 24 年 5 月から平成 25 年 4 月までの間に、下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表します。

### 記

被処分者	所属 全国健康保険協会 支部 職種 契約職員 1 名
処分量定	戒告
処分年月日	平成 24 年 12 月 26 日
事案の概要	勤務時間中に協会システムを使用して、業務とは関係ない目的で加入者 2 名の個人情報閲覧したものである。

※全国健康保険協会では、職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分及び職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨解雇、降格又は停職である懲戒処分は、公表（プライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等を除く。）することとしています。なお、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することとしています。